## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第１７号**
岐阜県可児市下恵土5958番地　サントピア可児202
債務者　三輪　正秋
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２７年（フ）第４９４７号**
大阪府東大阪市長田３丁目８番16―805号
債務者　工藤　芳仁
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５１３７号**
大阪市淀川区三津屋北１丁目５番２号ハウスアイ神崎川302号、前住所大阪市淀川区三津屋北２丁目10番10号
債務者　谷本　龍雄
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５１５２号**
大阪市大正区平尾５丁目９番９―202号
債務者　大谷　哲也
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９５号**
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目２番35号シャルム富士506号、前住所大阪市西成区長橋１丁目４番11号（前々住所）大阪市浪速区元町３丁目９番18―501号
債務者　大川秀孝こと　施　　秀孝
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１４３号**
大阪市西成区出城１丁目８番３―702号
債務者　永井　　等
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２６２号**
大阪市浪速区大国２丁目16番21―407号
債務者　小野亜佐美
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３２３号**
大阪府東大阪市島之内１丁目７番13号
債務者　吉本　直記
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３６３号**
大阪府寝屋川市寝屋１丁目36番４号
債務者　田村　郁代
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８５号**
大阪市住吉区山之内１丁目１番29号　サンライズあびこ　503号
債務者　炭井　杏奈
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４００号**
大阪市生野区巽東２丁目３番７―805号
債務者　鷲山成治こと　金　　成治
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７１５号**
大阪市生野区勝山北４丁目２番14号
債務者　間　　薫
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第８５３号**
大阪市此花区伝法５丁目10番20号チェリーハイツ201
債務者　浅井　司朗
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９００号**
大阪市淀川区西三国３丁目３番23―303号
債務者　片本　博子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９６９号**
大阪府大東市川中新町21番304号　北惠美方、前住所大阪市東淀川区豊里７丁目34番14―302号
債務者　久本　皓司
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９８５号**
大阪府四條畷市二丁通町17番22号夢１番館103、前住所大阪府門真市北岸和田３丁目６番22号
債務者　礒嶋　茂樹
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１０１８号**
大阪府池田市伏尾台１丁目４番地の11、前住所大阪府箕面市瀬川２丁目５番14号（401号）
債務者　馬頭　　彩（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部